

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年6月15日 15時30分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

片桐主任安全審査官、角谷主任安全審査官、建部主任安全審査官※、  
宮本主任安全審査官、小野安全審査官、上田審査チーム員、  
長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他6名

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

#### 6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【有毒ガス防護について】（G-1-001(改0)）（令和4年5月31日提出資料）
- （2）東海第二発電所 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について（G-1-002(改0)）（令和4年5月31日提出資料）
- （3）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について（G-1-003(改0)）（令和4年5月31日提出資料）
- （4）東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（G-1-004(改0)）（令和4年5月31日提出資料）
- （5）東海第二発電所 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特

- に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（G-1-005(改0)）（令和4年5月31日提出資料）
- （6）東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表（G-1-006(改0)）（令和4年5月31日提出資料）
- （7）東海第二発電所 発電用原子炉施設設置変更許可申請書（添付書類十一） 比較表（G-1-007(改0)）（令和4年5月31日提出資料）
- （8）東海第二発電所 発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について 比較表（G-1-008(改0)）（令和4年5月31日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のです。ではこれからヒアリングを始めたいと思います。衛藤。
0:00:07	本日は自動文字起こしによるヒアリングになります。まずはですね資料の、
0:00:13	本日の資料の確認をお願いします。
0:00:27	はい。日本減車活動ウラマツです。本日はよろしくお願いいたします。
0:00:31	本日は有毒ガス防護についてということで、資料につきましては資料番号のG-1-001、
0:00:39	東海第2発電所発電用原子炉設置変更許可申請の概要、
0:00:45	誘導クラス防護についてということで、このパワーポイント資料を使いましてご説明の方をさせていただきたいと考えております。
0:00:51	じゃ、担当の方からご説明を変えさせていただきます。
0:00:58	日本原電の盛ですよろしくお願いいたします。
0:01:01	それでは資料に沿って、東海第2発電所、有毒ガス防護について説明させていただきます。次のページをお願いいたします。
0:01:12	こちら目次を記載しております。本資料につきましては、3ポツ、有毒ガス防護に関わる妥当性確認の流れ以降、先行の島根2号炉と考え方が、同様の箇所につきましては、
0:01:26	その旨をスライド右上に記載いたしました。
0:01:29	次のページお願いいたします。
0:01:33	3ページ目は、有毒ガス防護に関わる規制の概要としまして、設置許可基準規則等の改正について記載しております。
0:01:42	平成29年4月に、有毒ガスに関わる規制等が改正され、また有毒ガス防護に関わる影響評価ガイドが制定され、同年5月に施行されました。
0:01:54	規則と改正箇所は、記載の通りであります。
0:01:58	これが今回の申請範囲となっております。
0:02:03	改正された設置許可基準規則等では、有毒ガスが発生した場合に、必要な時点にとどまり対処する要員の事故対処能力を確保する目的で、
0:02:14	有毒ガス対応に必要な手順の整備や、
0:02:17	病院の吸気中の有毒ガス濃度が防護判断基準値を超えるような場合に、
0:02:23	検出装置や、
0:02:25	警報装置を設置することが求められております。
0:02:30	有毒ガス防護対象者は、設計基準事故時及び

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	大規模損壊時を含む重大事故時に、有毒ガスから防護される必要があります。
0:02:41	有毒ガスに対する防護の妥当性につきましては、有毒ガス防護に関する影響評価ガイドを参照し、判断することといたしました。
0:02:51	次のページ以降で、これらの改正規則等の要求のうち、
0:02:57	原子炉制御室及び緊急時対策所への対応状況を説明いたします。
0:03:04	次のページをご覧ください。
0:03:10	ホームページは、設置許可基準規則第 26 条への適合方針を記載しております。
0:03:17	表の左側上段に、基準規則第 26 条。
0:03:22	タダんに、その解釈を記載しております。
0:03:26	また右側に、適合方針を記載しております。
0:03:30	適合方針としまして、
0:03:32	万が一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、
0:03:45	運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計といたします。
0:03:54	有毒ガスが運転に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とするために、
0:04:06	敷地内外において、貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させる恐れのある、
0:04:14	ゆ有毒化学物質
0:04:16	及び敷地内において、有償輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させる恐れのある有毒化学物質、
0:04:26	それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施いたします。
0:04:33	ご提言に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、
0:04:43	運転員を防護できる設計といたします。
0:04:47	角議員に対しましては、中央制御室換気系の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計といたします。
0:04:55	評価につきましては、ガイドに沿って実施いたしました。
0:05:00	次のページをお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:04	ホームページは、設置許可基準規則第 30 条への適合方針を記載しております。
0:05:11	設置許可基準規則第 30 条は、緊急時対策所について記載しておりますが、
0:05:17	適合方針につきましては、第 26 条と同様となります。
0:05:22	次のページをお願いいたします。
0:05:28	ホームページは、技術的、
0:05:30	能力に関わる審査基準への適合方針を記載しております。
0:05:36	ヒダ表の左側に、要求事項の解釈を、
0:05:40	右側に、適合方針を記載しております。
0:05:44	適合方針としましては、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び運転員を除く災害対策要員の吸気中の
0:05:57	有毒ガス濃度を、有毒ガス防護のための防護判断基準値以下とするための手順と体制を整備いたします。
0:06:06	そして、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び災害対策要員のうち、初動対応を行う要員が、防護具を着用することにより、
0:06:16	事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、手順と体制を整備いたします。
0:06:23	さらに、有毒ガスの発生による異常を検知した場合、当直発電長に連絡し、当直発電長が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に、
0:06:35	有毒ガスの発生を周知する手順を整備いたします。
0:06:40	具体的な内容につきましては、1 ページ以降で説明いたします。
0:06:45	次のページをお願いいたします。
0:06:50	こちら 7 ページは、今回の申請における変更範囲を記載しております。
0:06:55	本文につきましては、5 号及び 10 号を変更いたします。
0:07:01	添付書類につきましては、添付書類 5。
0:07:04	8、10 及び 11 を変更いたします。
0:07:10	添付書類 5 の技術的能力審査指針への適合性につきましては、本資料の 47 ページと 48 ページに参考として記載しております。
0:07:22	次のページをお願いいたします。
0:07:27	8 ページは、有毒ガス防護に関わる妥当性確認の流れについて記載しております。
0:07:35	妥当性確認は、右側に記載しておりますフローに基づき実施しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:41	左側の中段に、今回、
0:07:44	評価を実施しました項目を、赤枠で囲っておりますが、
0:07:48	中央制御室、緊急時対策所につきましては、敷地内外のご提言に対してスクリーニング評価を実施しております。
0:07:57	重要操作地点につきましては、敷地内固定元に対してスクリーニング評価を実施しております。
0:08:06	東海第2発電所における小提言に対しましては、スクリーニング評価の結果より、防護判断基準値を下回ることから、対象発生元がないことを確認いたしました。
0:08:18	敷地内可動減に対しましては、スクリーニング評価を行わず、対象発生元として対策をとることといたしました。
0:08:27	さらに、予期せぬ発生する有毒ガスに関する対策として、防護具等の配備等を実施することとしております。
0:08:37	次のページをお願いいたします。
0:08:41	ここからは評価にあたって行う事項について記載しております。
0:08:45	こちら9ページは、紙調査対象とする有毒化学物質について記載しております。
0:08:52	調査対象とする有毒化学物質は、
0:08:56	ガイドの定義に基づき、国際科学安全性カード等において、人に対する悪影響が示される物質と定義しております。
0:09:08	ここで人に対する悪影響を、
0:09:10	注水神経影響等の急性毒性影響とし、
0:09:15	これに加えて、急性の致死影響及び呼吸障害も考慮しております。
0:09:22	遺産ソース参照する情報元につきましては、
0:09:26	次のページで説明いたします。
0:09:28	次のページをお願いいたします。
0:09:33	10ページに参照した情報元を記載しております。
0:09:37	人に対する悪影響を抽出する主たる所情報元としましては、国際化学物質安全性カード、ICSCを使用いたしました。
0:09:48	これを補完するための情報元としまして、国内法令規制物質及び化学物質の有害性評価等の世界標準システムにあるGHSを使用しました。
0:10:01	次のページをお願いいたします。
0:10:05	11ページは敷地内固定元及び稼働下の調査について記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:11	敷地内固定元及び稼働元の調査は、敷地内に保管、または敷地内で輸送されるすべての有毒化学物質を対象に実施しております。
0:10:22	具体的な調査方法は、(1)から(3)、
0:10:26	また、図 2 に示しております。
0:10:30	まず(1)ですが、設備機器類、資機材、
0:10:34	試薬類に含まれる化学物質を有毒化学物質が含まれる恐れがあるものとして抽出しております。
0:10:42	生活用品につきましては、運転員等の対処能力に影響を与える観点で考慮フローと考えられることから、名称等を整理し、類型化して抽出しております。
0:10:56	続きまして、次にこれらの物質が有毒化学物質か否かを判定しております。
0:11:04	そして有毒化学物質に該当する場合は、すべての有毒化学物質として、リスト化をしております。
0:11:13	次のページをお願いいたします。
0:11:17	12 ページでは、敷地外の固定限の調査について記載しております。
0:11:24	敷地外固定限につきましては、ガイドに記載されている地域防災計画のみでなく、伸びではなく、貯蔵量等に関わる届け出義務のある法律を対象に、
0:11:35	届け出情報の開示請求を実施することで調査いたしました。
0:11:40	具体的には、毒物及び劇物取締法、障防法、
0:11:45	高圧ガス保安法を対象に、届け出情報の開示請求を実施しました。
0:11:52	また、ガス事業法につきましては、資源エネルギー庁のホームページをより、ガス性状事業者を確認し、敷地外固定原因を抽出しております。
0:12:03	次のページをお願いいたします。
0:12:08	13 ページは、調査対象の子低減及び稼働元の特定の考え方について記載しております。
0:12:16	抽出抽出された小低減及び稼働減につきましては、13 に示します通り、流出時に、有毒ガスが大気中に多量に放出される恐れがあるかないかの観点で確認し、
0:12:31	恐れがあるものは、調査対象。
0:12:34	恐れがないものは、調査対象外としております。
0:12:38	調査対象外とする具体的な考え方は、ガイドの解説 4 を考慮し、右側の破線内に示しております、括弧 1 から 5 の通り整理しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:51	これらの詳細につきましては、29 ページ以降の参考資料に示しております。
0:12:58	また、すべての有毒化学物質のうち、生活用品として一般に使用されるもの、及び製品性状により影響がないことが明らかなもの。
0:13:08	なものにつきましては、運転対処要員に影響を与える観点で、考慮不良と考えられることから、対調査対象外として整理しております。
0:13:21	次のページをお願いいたします。
0:13:26	14 ページは、調査対象とする固定元の特定フローについて記載しております。
0:13:32	上段の黄色の枠、抽出されました敷地内におけるすべての有毒化学物質、
0:13:38	こちらから、一番下の、
0:13:41	調査対象のご提言、これを特定するまでの間の部分、これが先ほど 13 ページで説明しました考え方を具体的にフローに展開したものになっております。
0:13:54	Ⅱ 4 につきましては、上から順に説明いたします。
0:13:59	まず生活用品として一般的に使用されているものは、ものや、製品性状により影響がないと明らかなものにつきましては、運転員等の対処能力に影響を与える観点から考慮不要と考えられるため、
0:14:13	名称等を整理し、類型化した上で、調査対象外としております。
0:14:19	これらを除いた物質が、オレンジ色の部分になりますが、誘導ガスを発生させる恐れのある有毒化学物質として、リスト化し、リスト化したものを対象に、ガス化、
0:14:32	またはエアロゾル化するか、ボンベ等に保管されているか、試薬類であるか。
0:14:39	屋内に保管されているか。
0:14:41	開放空間では人体の影響はないかという、五つの観点で整理し、調査対象とする小提言を特定いたしました。
0:14:51	次のページをお願いいたします。
0:14:55	15 ページは、調査対象とする稼働元の特定フローを記載しております。
0:15:01	基本的には、ご提言と同じフローになりますが、稼働元はタンクローリー等で敷地内で輸送される有毒化学物質であることから、屋内に保管されているか。
0:15:12	という観点がないところが固定元の特定フローと異なっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:15:18	それでは床低減及び稼働減特定につきまして、三共、参考資料 2 にて詳細を説明いたします。
0:15:26	と 29 ページを、
0:15:28	お願いいたします。
0:15:35	29 ページは、先ほどの 14 ページ 15 ページの提言及び稼働元の抽出のイメージ図を記載しております。
0:15:45	右側、
0:15:46	水色の部分ですが、こちらが製品性状により、影響がないことが明らかかな物質として抽出したものを類型化しております。
0:15:57	下側、緑色の部分は、生活用であり、運転員等の対処能力に影響を与える観点で考慮不要とした物質を示しております。
0:16:08	水色と、
0:16:10	緑の部分を除いたもの、これがオレンジ色の部分となります。
0:16:14	これを有毒ガスを発生させる恐れのある誘導化学物質として、薬品タンクやボンベ等をリスト化しております。
0:16:24	このオレンジ部分を具体的にリスト化したものの例を次のページに示しております。
0:16:30	次のページをお願いいたします。
0:16:35	こちら 30 ページに、東海第 2 発電所において、具体的にリスト化した有毒化学物質の例を示しております。
0:16:45	タンク類としましては、アンモニア水 3 名、水酸化ナトリウム硫酸等、
0:16:50	あとボンベ類としましては、二酸化炭素やハロン等、
0:16:54	その他、冷媒しゃ断器尺類、
0:16:58	として、記載のような物質を抽出しております。
0:17:03	水色と緑色部分につきましては、
0:17:06	抽出したものを類型化しております。
0:17:11	続きましてオレンジ色の部分、流動後ガスを発生させる恐れのある化学物質として抽出したものから、
0:17:18	調査対象と特定するまでのフローの一つずつについて具体的に説明いたします。
0:17:25	先ほど、繰り返しの説明になりますが、ガス化するか、ボンベ等に保管されているか。
0:17:31	試薬類か、屋内保管されているか、開放空間で人体に影響がないかという観点について説明いたします。
0:17:41	次のページお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:45	31 ページは固体、或いは揮発性が乏しい液体の取り扱いについて記載しております。
0:17:53	抽出された有毒化学物質のうち、答え或いは揮発性の乏しい液体は、有毒ガスが多量に発生しない。
0:18:03	ということで抽出しております。具体的には、固体である、水酸化ナトリウム、
0:18:09	沸点が 100℃より高く分圧が角野値にならない硫酸等は、
0:18:14	蒸発量が少なく、大気中に多量に放出される恐れはないとして、調査対象外としています。
0:18:23	次のページをお願いいたします。
0:18:28	32 ページは、エアロゾル化について検討いたしました。
0:18:32	抽出した有毒化学物質のうち、答え或いは揮発性が乏しい有毒化学物質につきましては、保管状況を確認し、エアロゾル化の観点から大気中に多量に、
0:18:43	放出されるものを抽出しております。
0:18:47	エアロゾル化の条件としましては、0.3。
0:18:51	MPa以上の圧力で保管されているか、高温状態で保管されているかとなっておりますが、東海第 2 発電所には該当する誘導化学物質の貯蔵施設がないことを確認いたしました。
0:19:06	次のページをお願いいたします。
0:19:10	こちら、33 ページは、ボンベ等に保管された有毒化学物質について記載しております。
0:19:18	ボンベ等で保管されている有毒化学物質は、甲賀高圧ガス本法において、耐圧試験、気密試験等を行い、合格した容器に保管されているという観点から、
0:19:31	図 16 に示しますように、容器からのガスの漏えい形態としては、配管等からの少量漏えいが想定され、有毒ガスが大気中に多量に放出される恐れはないと評価しております。
0:19:45	亡命等に保管されていることから、調査対象とした有毒化学物質の例は、表 8 に示しております。
0:19:54	次のページをお願いいたします。
0:19:59	34 ページには、具体的なボンベの信頼性について記載しております。
0:20:05	プロパンを例として、事事故例を調査したところ、火災爆発の事事故例は見られるものの、プロパン値本体での中毒事故は、記録がないことを確認いたしました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:17	図 17 に示しておりますが、災害時の事故事例を確認しても、ボンベ本体が損傷している事例はありませんでした。
0:20:26	さらに右側図 18 に示すように、敷地内では、耐震重要度分類に対応しました課題に設置され、高圧ガスは、
0:20:36	保安オオノ規則にのっとり、固縛されており、ボンベ本体が破損し、1 度に多量の有毒ガスが放出されることはないと評価いたしました。
0:20:48	次のページをお願いいたします。
0:20:51	先ほど 34 ページで、ボンベ本体は健全性形保たれるということを説明しましたので、
0:20:59	ボンベからの化学物質の漏えい形態としては、接続配管からの少量の漏えいを想定しました。
0:21:10	従いまして、石油コンビナートの防災アセスメント指針における災害現象解析モデル式に基づき、図 19 に示しております、プロパンボンベを例に、配管からの
0:21:23	気体放出及び液体放出による漏えい率を評価いたしました。
0:21:29	なおプロパンボンベから焼却炉員のプロパンを供給する配管の気体配管の長さは、気体液体配管の長さの約 10 倍であり、
0:21:39	気体配管からの気体放出が発生しやすいことが想定されております。
0:21:45	次のページをお願いいたします。
0:21:50	プロパンボンベからの放出率は、
0:21:53	気体放出。
0:21:55	につきましてプロパンボンベからの放出率は約 $3.5 \times 10^{-3}$ 所。
0:22:02	kg/sec であり、評価対象の
0:22:07	敷地内ご提言のアンモニアと比較し、しまして、10 分の 1、
0:22:12	以下であります。
0:22:14	さらに、プロパンの判断基準防護判断基準値は、アンモニアの防護判断基準値より 78 倍以上高いことを考慮すると。
0:22:24	プロパーの影響は小さいと評価しております。
0:22:29	次のページお願いいたします。
0:22:32	続きまして、液体の放出につきまして、配管から液体として漏えいすると評価した場合のプロパーの放出率は約 $8.0 \times 10^{-2}$ のマイナス 2 乗 kg/sec であり、
0:22:46	評価対象のアンモニアの放出率よりも、1.8 倍以上大きいものの、防護判断基準値が 78 倍以上であることから、影響は小さいと評価しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:00	なお、プロパンボンベにつきましては、顆粒防止弁が設置されており、喜多液体配管からの大量放出は想定されませんでした。
0:23:10	次のページをお願いいたします。
0:23:16	38 ページは、屋内に保管された薬品タンクについて記載しております。
0:23:23	建屋内は風量が小さく、蒸発量が屋外に比べて小さいため、蒸発量が小さいこと、また発生した有毒ガスは建屋内で拡散すること。
0:23:35	さらに大気への放出経路が限定されることから、有毒ガスが建屋外の大気中に多量に放出されることはないと評価しております。
0:23:46	東海第 2 発電所において建屋内に薬品が保管されている貯蔵場所等を、表 13 に示しております。
0:23:54	次のページをお願いいたします。
0:23:59	まず、建屋内風速につきましては、図 2 に示しますように、建屋内の薬品保管エリアに風速測定を実施し、表 14 に示す通り、
0:24:11	建屋内風速が屋外風速に対して十分に小さいことを確認いたしました。
0:24:18	次のページをお願いいたします。
0:24:23	続きまして、建屋ね温度につきましては、
0:24:27	薬品保管エリアは温度を測定していないことから、建屋内における外気温との気温差を把握するため、定期的に温度測定を実施している。
0:24:37	図 22 に示します固形化処理室のデータを調査いたしました。
0:24:42	評価結果につきましては、表 15 に示しております。
0:24:47	次のページをお願いいたします。
0:24:51	41 ページ及び 42 ページで、風速、温度と、蒸発率の関係について記載しております。
0:25:00	上は流通率は、文献のこちらに記載しております $\alpha$ に従い評価いたしました。
0:25:08	次のページをお願いいたします。
0:25:13	まず国内風速の蒸発率への影響につきましては、風速は物質移動係数の有効に該当し、蒸発率は $U$ の 9 分の 7 乗に比例します。
0:25:26	建屋内風速 0.5mm/sec の場合と、屋外の平均風速 3.1、メートルパーセクの場合を比較すると、建屋内の蒸発率は、屋外に対して 4 分の 1 以下となりました。
0:25:41	続いて、建屋内の温度の蒸発率への影響につきましては、あと温度は蒸発率 $e^{-T}$ 高に該当するとともに、分厚、動粘性係数も、温度の影響を受けます。
0:25:55	よって、室内、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:57	温度 26.7℃と外気温度 24.8℃を比較すると、気温が高い夏場でも、建屋内の蒸発率は屋外に対して約 1.
0:26:08	11 倍であり、蒸発率に及ぼす影響は風速と比較して小さい。
0:26:15	という結果となりました。
0:26:18	その上で、漏えい時には建屋内で拡散し放出経路も限定されることから、大気中に多量に放出される恐れはなく、建屋効果を見込むことが可能であると考えられます。
0:26:30	次のページをお願いいたします。
0:26:34	43 ページは、建屋内の拡散効果について記載しております。
0:26:39	先ほど建屋内の蒸発率が四分 1、四分の 1 以下になることを確認しましたが、さらに建屋内につきましては、拡散効果も期待できます。
0:26:50	建屋内の拡散効果は、図 23 に示す、左側のフローに従いタンクの設置状況、
0:27:00	換気の有無、
0:27:01	建屋規模により評価しております。
0:27:04	次のページをお願いいたします。
0:27:09	こちら 44 ページは、建屋内の拡散効果の評価結果を記載しております。
0:27:16	漏えい時には排気ファンにより希釈され建屋外に放出されます。排気ファンによる希釈効果としては、30 分の 1 以下となります。
0:27:26	よって建屋内における漏えい時の蒸発率が、屋外に対し 4 分の 1 以下となることに加え、こちら表 16 の抑制効果を合わせると、建屋内タンクから多量に放出されることはないと評価しました。
0:27:41	次のページをお願いいたします。
0:27:46	45、5 ページは、開放空間では人体の影響がない物質について記載しております。
0:27:53	具体的な物資としましては、遮断器に封入されている 6 深井様を対象としました。
0:28:02	6 深井様は防護判断基準値が高く、人体に影響を与えるのは密封空間に限定され、開放空間では人体に影響がないと考えられますが、高密度ガスであることから、その性状を踏まえた、
0:28:18	検討を、不正常を踏まえて評価を行いました。
0:28:23	図 24 に、高密度ガスの振る舞いを示しておりますが、漏えい後はまず、(エ)のように、拡散するガスの全弁で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:33	鉛直方向に空気を巻き込みながら水平方向に進行し、その後、加古美の状態、地表付近に非常に安定な成層形成、
0:28:44	し、最後に括弧Cのように、周囲からの入熱課税等の影響で、鉛直方向にも拡散するという挙動をすることが、
0:28:54	一般論として示されています。
0:28:58	放出点からある程度距離が離れた地点においても、最も漏えいガスが高濃度となるのは、括弧Bの漏えいからしばらく時間が経過した段階における、
0:29:08	地表付近に非常に安定な低層清掃を形成した状態だと考えられることから、屋外開閉所の6部会様が漏えいし、括弧Bの状態を形成すると仮定し、
0:29:21	その評価を、影響を評価いたしました。
0:29:25	次のページをお願いいたします。
0:29:29	こちら46ページは東海第2発電所の開閉所の6フッ化硫黄が漏えいした場合に最も近い評価地点となる、重要操作地点における影響評価を行いました。
0:29:42	図25にイメージ図を示しております。
0:29:46	6フッ化硫黄が全量漏えいした場合においても、重要ソウダ地点における対処要員の口元相当である高さにおける6フッ化硫黄の濃度は約
0:29:56	0.7%となり、
0:29:59	防護判断基準値の22%を下回ることを確認いたしました。
0:30:05	また仮に濃度100%で清掃計装したとしても、その到達高さも約1センチであるため、対処要員に対して影響はないと評価いたしました。
0:30:18	実際には評価地点の範囲内で、清掃上にとどまり続けることはなく、
0:30:25	周囲からの入熱や風等の影響で、鉛直方向にも拡散希釈されることが考えられることから、対象要員への影響はさらに小さくなると考えられるため、
0:30:36	調査対象から除外いたしました。
0:30:41	ここまでが有毒ガスが多量に発生する恐れがないと、評価したフローの説明になります。
0:30:48	申し訳ありませんが16ページ。
0:30:50	をお願いいたします。
0:31:02	16ページから18ページは、14ページ及び15ページで示しました特定フローに基づき、調査した結果、東海第2発電所において、調査対象として特定した敷地内及び、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:17	敷地外ご提言を表 2 に、
0:31:19	敷地内可動元は、表 3 に示しております。
0:31:25	あと 19 ページを、
0:31:26	お願いいたします。
0:31:31	東海第 2 発電所においては、敷地内固定元として、溶融炉アンモニアタンクに貯蔵されているアンモニア。
0:31:40	敷地内可動元としてタンクローリーで輸送するアンモニア。
0:31:44	そして、敷地外ご提言としてアンモニア、塩酸、メタノールガソリン硝酸、硫化水素塩化水素を調査対象として特定いたしました。
0:31:57	確定した固定元と、評価地点の位置関係を図 6 と図 7 に示しております。
0:32:05	図 6 に、敷地内固定元と評価点を示しております。
0:32:09	赤色で固定元青色が評価点であります、中央制御室及び緊急時対策所の外気取入口。
0:32:18	緑色で、重要操作地点を示しております。
0:32:22	右側、図 7-1 図には、特定しました敷地外固定元の位置を示しております。
0:32:29	次のページをお願いいたします。
0:32:35	20 ページは、防護判断基準値の設定について記載しております。
0:32:39	東海第 2 発電所において調査対象として特定された有毒化学物質に対し、図 8 のフローに基づき、有毒ガス防護判断基準値を設定しております。
0:32:52	設定しました防護判断基準値は、表 4 に示しております。
0:32:57	アンモニア、塩酸、硝酸、塩化水素は、IDLH値があり、注水神経に対する影響がないため、IDLH値を防護判断基準値として設定いたしました。
0:33:11	メタノールガソリン硫化水素は、文献等をもとに防護判断基準値を設定いたしました。
0:33:18	次のページをお願いいたします。
0:33:22	21 ページからは対象発生元特定のためのスクリーニング評価について説明いたします。
0:33:29	21 ページはスクリーニング評価の対象を整理した表を記載しております。
0:33:35	表 5 に示すガイドに記載されている考え方、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:39	また、調査対象とする小低減及び稼働元の特定結果を踏まえ、東海第2発電所では、表6に示す通り、原子炉制御室、
0:33:49	及び緊急時制御室につきましては、敷地内外の小提言に対してスクリーニング評価を実施いたしました。
0:33:57	敷地内可動下に対しましては評価を行わず、対策を実施することといたしました。
0:34:04	また、重要操作地点につきましては、敷地内固定員に対してスクリーニング評価を実施いたしました。
0:34:12	次のページをお願いいたします。
0:34:16	22ページは、ご提言に対する具体的なスクリーニング評価方法を記載しております。
0:34:24	評価方法としましては、同時にすべての貯蔵容器が損傷し、貯蔵された有毒化学物質の全量放出により発生する有毒化学物質の放出を想定いたします。
0:34:37	また、ご提言ごとに有毒化学物質の性状及び保管状態から放出形態を想定し、有毒ガスの単位時間当たりの大気中への放出量、
0:34:49	及びその継続時間を評価し、評価点まで拡散するもの市として濃度評価を行いました。
0:34:57	ご提言を対象としたスクリーニング評価のイメージ図を、19に、
0:35:04	図9に示しております。
0:35:07	液体の誘導核物質につきましては、堰内のうち、最も影響が大きいタンクが損傷し、堰内に漏えいすると仮定いたしました。
0:35:18	堰内漏えいしたとは、セキ面積と、温度等に応じた蒸発率で蒸発し、評価点まで拡散するものとして、濃度を評価します。
0:35:29	液体の誘導核物質につきましては、全量が放出し、評価点まで拡散するものとして、濃度を評価いたします。
0:35:40	評価上の考慮事項としましては、大気拡散評価モデルは、
0:35:46	ガウスプルームモデルを採用し、発生元から評価点までの相対濃度を評価します。
0:35:54	評価点における有毒化学物質は、
0:35:57	毎時悟空での外気濃度を、年間について小さいほうから累積し、97%にあたる値とします。
0:36:06	また、評価点からご提言を見た方位及びその隣接方位に固定元が複数ある場合は、この固定元からの影響合算して評価します。
0:36:17	そしてある方位に複数の発生元がある場合は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:36:22	有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する割合の和を算出し、確認いたします。
0:36:30	次のページをお願いいたします。
0:36:34	こちら 23 ページはスクリーニング評価結果を記載しております。
0:36:39	ご提言に対する評価結果を表 7 に示しております。
0:36:44	評価点が中央制御室及び緊急時対策所は、図、図に示しますように、複数の小提言があり、隣接方位も含めて、この固定元の有毒ガス防護判断基準値に対する、
0:36:59	割合の和を確認いたしました。
0:37:02	その結果、最大方位であっても、有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が 1 より小さいことを確認いたしました。
0:37:12	また、重要操作地点は、敷地内固定元のアンモニアの有毒ガス防護判断基準値を超えていないことを確認いたしました。
0:37:23	これにより、東海第 2 発電所の提言に対しましては、運転対処要員の対処能力に著しく損なわれる恐れがある、対象発生元はないため、
0:37:35	防護措置を考慮した有毒ガス影響評価、また、対象は制限がある場合の対策は不要であると確認いたしました。
0:37:46	次のページをお願いいたします。
0:37:52	24 ページからは、有毒ガス防護に対します妥当性の判断について説明いたします。
0:37:59	こちら 24 ページは、敷地内可動元に対する防護対策について記載しております。
0:38:05	敷地内可動減に対しましては、スクリーニング評価を実施せず、対象発生元として、防護対策を講じることといたしました。
0:38:14	具体的な防護措置としましてはまず、図 11 をご覧ください。
0:38:20	特定した敷地内可動元が発電所構内に入港する場合は、立ち会い人等が、防護具を携行の上、発電所入港から薬品タンクへの受け入れ完了まで、
0:38:32	随行立ち会いすることで、稼働元から漏えい等が発生した場合でも、速やかに検知連絡ができる体制といたします。
0:38:41	次のページをお願いいたします。
0:38:44	と 25 ページは、敷地内可動元から漏えいが発生した場合の対応について記載しております。
0:38:51	図 12 をご覧ください。
0:38:53	発生した、立ち会い人等が異常の発生をまず検知いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:59	中央制御室に連絡をいたします。中央制御室からは、緊急時対策所へ異常発生を連絡いたします。
0:39:08	連絡を受けた中央制御室及び緊急時対策所は、換気空調設備の隔離等の防護措置を実施いたします。
0:39:18	その上で収束活動要員が有毒ガスの発生を収束させるために必要な措置を行い、有毒ガスの発生を収束させることといたします。
0:39:30	また、有毒活動、
0:39:33	また、収束活動完了後、中央制御室で有毒ガスの発生が収束したことを連絡します。
0:39:41	中央制御室からは緊急時対策所へ融度ガスの発生が収束したことを連絡いたします。
0:39:48	次のページをお願いいたします。
0:39:52	26 ページは予期せぬ有毒ガス発生に対する対応について記載しております。
0:39:58	防護具等の配備としましては、酸素呼吸器を配備するとともに、一定量のボンベを確保いたします。
0:40:06	予期せぬ有毒ガスの発生を検出した場合に、酸素呼吸器を装着する手順及び体制を整備いたします。
0:40:15	通信連絡設備による伝達としまして、規制に有毒ガスの発生を含む、異臭等の異常が確認された場合の通信連絡の手段及び体制を整備いたします。
0:40:28	敷地外からの連絡としましては、敷地外で有毒ガスが発生した場合の通信連絡の手段及び体制を整備いたします。
0:40:38	次のページをお願いいたします。
0:40:41	27 ページは、抑制のは、予期せず発生する有毒ガスの発生時における酸素ボンベのバックアップの供給体制の整備について記載しております。
0:40:53	期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応が可能となるよう、酸素ボンベのバックアップの供給体制を整備します。
0:41:03	具体的には、予期せぬ有毒ガスが発生した場合、高圧ガス事業者に酸素ボンベの運搬を依頼します。
0:41:11	連絡を受けた高圧ガス事業者は、酸素ボンベを運搬し、発電所入口等にて発電所イントの受け渡しを行います。
0:41:21	発電所員は受け取った酸素ボンベを運搬し、必要な要員に引き渡します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:27	対応の面につきましては、図の 13 に示す通りとなっております。
0:41:33	次のページをお願いいたします。
0:41:36	28 ページはまとめになります。
0:41:40	対象発生元、特定のためのスクリーニング評価としましては、まず、調査対象の特定フローに基づき、調査対象とする小提言及び稼動元を特定しました。
0:41:53	調査対象として特定した敷地内外のご提言につきまして、防護措置を考慮しない、スクリーニング評価を実施しました。
0:42:03	拡散評価にあたっては、ガスプルームモデルを採用いたしました。
0:42:08	敷地内外のご提言に対してはスクリーニング評価の結果、有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が 1 より小さいことから、防護措置がなくとも、中央制御室の運転員等の対処能力が、
0:42:21	損なわれる恐れがないことを確認いたしました。
0:42:25	有毒ガス防護に関わる妥当性の判断につきましては、上記評価結果から、敷地内外の小提言に対しては、対象発生原因がある場合の対策は不要であることを確認いたしました。
0:42:39	敷地内の稼働減に対しましては、立ち会い人等の確保、連絡体制の確保及び中央制御室等への全面マスクの配備、着用手順の整備による、
0:42:50	防護措置を実施することで、中央制御室の運転員等の対処能力が損なわれる恐れがないことを確認いたしました。
0:43:00	くせに有毒ガスの発生に対しましては、酸素呼吸器等を配備し、通信連絡体制及び酸素ボンベきよ、
0:43:08	供給のバックアップ体制を整備することで対応することといたします。
0:43:14	以上で、東海第 2 発電所の有毒ガス防護についての説明を終了いたします。
0:43:25	はい、規制庁のです。説明ありがとうございます。では質疑に入りたいと思います。衛藤質疑についてはとりあえず、まずこのパワーポイントに対しての質疑。岡井。
0:43:37	から変えさせていただきたいと思います。
0:43:39	ちょっとすみません私から確認させていただきたいんですけども、
0:43:44	12 ページなんですけれども、
0:43:50	ガス事業法、
0:43:52	なんですけれども、これで開示請求の対象選定がバツになっていて、
0:43:58	でも、他のやつと違ってこいつは対象として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	調査対象にしているっていうロジックなんですけれども、これ何、何でこいつだけ。
0:44:09	調査対象に入れたんですが、他の丸、開示請求の対象選定がバツになってるやつと、
0:44:17	は何か調査してないんですよね例えばRI法とか、
0:44:29	今回第2発電所から10キロ圏内には、都市ガスがあることから、ガス事業法につきましても、開示請求をしようとしたんですけれども、
0:44:40	間瀬繁以上のホームページ、
0:44:44	にも情報が載っていますよという情報をましたので、こちらホームページおり、
0:44:51	情報を入手したということでございます。
0:44:59	あ、規制庁のです。
0:45:02	ということは、他の高圧ガス保安法とか障防法と違って、開示請求をしてないんだけど調査ができたっていうこと。
0:45:11	学校の※4っていう意味ってことですか。その通りでございます。承知いたしました。
0:45:22	あ、規制庁です他に何か質問ある方。
0:45:25	広島さん。
0:45:30	ちょっと今の絡みで1点確認なんですけど資源エネルギー庁のホームページで確認をしたっていう話で、そういう規制庁のカドヤですけども、
0:45:41	これなんかも結局開示情報でえられる情報と、このホームページでえられる情報っていうのは、同じ情報がえられるっていうふうに考えていいのか。
0:45:52	ちょっとそこを説明いただけますか。
0:45:56	出野盛です。はい。同じ情報がえられるということで、確認しましてホームページからの情報を入手しました。
0:46:04	あ、わかりましたこれあれですか、先行とかと比較すると、ホームページで確認しているのってあれですか。他、
0:46:12	にもずれがあるんでしょうか。特に先行電力さんは開示請求をされているか、10キロ圏内に都市ガスがないということで、請求されていないということになっております。
0:46:25	だから、江藤請求せずにホームページで確認したっていうのは今回一応令和ないけど東海林そうそうしましたっていうご説明は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:35	その通りです。はい。説明わかりました。で、ちょっと全体の話なんですけど今資料の中で、右方に島根 2 号炉とか同じ考え方っていうのを細かく書いていただいています、
0:46:49	ちょっと確認が二つあってまず基本同じ考え方でやられてるんだろうなと思うんですけど、その考え方を今回の先行で比較して、
0:47:00	抱えたところはまずありますかっていう話と、考え方が仮に同じなんだとしてもその導き出された結果とか、評価の結果とかで、少し今までの
0:47:11	誘導が結構プラクティス溜まってるので、
0:47:15	そういうところから新しく出てきた、例えば薬品だったりとか、或いはその評価結果だったりとか評価のスクリーニングの時のはじき方だったりとか、何かそういう特徴というか東海大の特徴みたいなものっていうのは、何かありますでしょうか。
0:47:32	原電の森井です。基本的に防護判断、有毒ガスの抽出方法、あと評価の方法等に関しましては、としまね。
0:47:43	2 号炉さんと同じになります。
0:47:46	ただ抽出されたアンモニアにつきましては、他の先行電力さん委員さん、島根さんにつきましては塩酸が特定されていますが、
0:47:57	と、東海第 2 発電所では塩酸はありませんので、屋外に
0:48:04	設置されております熔融炉アンモニアタンクのアンモニアが抽出されました。
0:48:10	等の
0:48:12	稼働減につきましても、予期せずの対策につきましても、特に島根 2 号炉さんと同じ考え方があります。
0:48:22	軽重から今考え方基本的に同じでっていうところだと思っているんですけどあれですかね指針案でも島根もそうなんですけど一応最新は、女川が 6 月 1 日に許可処分を受けていて、
0:48:38	多分それも確認されているんだと思うんですけど城間島根になってますけど、女川も含めて確認はされているっていう理解でいいですか。
0:48:47	辨野森です。女川さんにつきましても確認させていただきまして、翁長さんにつきましては、敷地内外のご提言は地調査対象とされておらず、敷地外のアンモニアについてのみ抽出されているということを確認しております。
0:49:06	わかりました規制庁川添でごめんなさいもう 1 回さっきの確認でまず
0:49:12	スクリーニングアマヤ調査対象発生元スクリーニング評価を行う発生元、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:17	として、抽出をされたもので、
0:49:22	特徴があるものは、
0:49:24	あるんですがその東海第2にしかないような、
0:49:29	薬品というか、入力書く人多分16ページ以降に表が、
0:49:34	載っていると思うんですけど、ここの中で東海大ならではのものはあるんでしょうか。
0:49:40	日本原電の森でございます。アンモニアにつきましては使用用途は違うものの、先行電力のPWR、
0:49:51	のところでは主に抽出されておりますので、特に特別な薬品ではありませんが、敷地外につきましては、
0:50:02	一つだけ18ページ。
0:50:05	になります。ガソリンとか硫化水素につきましては、抽出された先行電力さんはありませんでした。
0:50:15	以上です。
0:50:17	慶長唐沢兼田から18ページのガソリンと、
0:50:22	硫化水素が、なんていうか、本邦初めていうか、あれですね今回初めて調査対象になりましたってということですね。
0:50:32	はい、わかりました。
0:50:35	それからあともう1個ちょっと明確化しておきたかったのが19ページのところで、今、敷地内ご提言とか敷地外ご提言とか調査されてると思うんですけど、
0:50:46	その結局東海大日程、東海発電所敷地を共有していて、新基準のときにもいろいろアクセスルートの関係とかいろいろその市、
0:50:57	東海第2なんだけど、他プラントである東海発電所ってのも、同じ土俵の中に乗っけて評価をしたりしてたんですけど今回、
0:51:05	この敷地内固定験とかを調査するにあたって東海発電所ってというのがどういう位置付けなのか外なのか、何なのかっていうと、どっちになりますか。
0:51:17	その他医長としましては、が良いとしておりますが、同じ敷地内なので、
0:51:25	保管されている有毒ガスは別にないかどうかというのは調査をしまして、ないこと。
0:51:30	保管された、物質がないことを確認しております。
0:51:35	形状からイソダから、一応仕切りとしては、敷地外の整理にして、
0:51:43	ヒールってことですかね。
0:51:45	今日、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:47	昨日なんかちょっと敷地の考え方が、いや、複雑で、東海発電所、
0:51:54	だけの土地って、
0:51:57	例えばあるのかなっていうところとかがあったりしてですね。
0:52:01	多分、東海発電所をこう、
0:52:04	なんて言うかね、もうほぼ包含しちゃってるのかなと等々には考えてまして、ちょっとこれ新規の時の整理なのかもしれないですけど、
0:52:14	なのでちょっとそこは今の東海第2発電所においてっていうところはちょっと整理していただいて、敷地のにもう、やっぱり同じ敷地を東海第二課カバーしちゃってるんだったら、今回の場合は、
0:52:27	こういう事情で東海発電所についても敷地内として整理しましたとかっていうのをどっかにメインにしていただけると、整理ができるかなと思います。
0:52:36	日本原電の盛です。はい。調査を実施しておりますので記載方法と、検討いたします。
0:52:43	はい。よろしくお願いします。
0:52:46	はい。ちょっとわかりますけど、とりあえずは以上でまた後で言います。
0:52:56	中身というより選考を今先ほど言ったように最新が女川になってるので、ちょっと女川と見比べたときに、うん。いやちょっと違うところがあったんでそれだけ教えて8ページのところで、
0:53:09	原子炉制御室のスクリーニング対象に敷地内可動元が入ってないのは、
0:53:16	これは赤く枠で入ってないのはこれは女川とは違うんだけど、これはなぜ外してるんでしょうか。
0:53:25	敷地内可動元につきましては、ガイドの方で、スクリーニング評価を行わず、対象発生元として対策を行ってもよいということ。
0:53:37	と、あと
0:53:40	敷地内可動原画アンモニアの、
0:53:43	ということがありましたので、評価を行わずに、それに対する対策を行うことといたしました。
0:53:53	そのやり方で、
0:54:15	あとは、
0:54:21	ちょっと待って。
0:54:29	あと
0:54:31	多分その尾長ガーを最新で見られて比べると、今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:36	2の今、パワーポイント、これ多分書き手足りてないところが結構あって、
0:54:42	それは気づかれているという認識なのか、あえて書いてないというのが、どっちなんですかね。
0:54:50	出野盛です。稲川さんのここのを参照して、記載をした。
0:55:01	例えばですね、
0:55:02	よく見ていただければと思うんだけど31ページこれ参考資料なんだけど、
0:55:08	対象が、例えば清さん金谷基生って書かれてるんだけど、これは当然、水酸化ナトリウム等のナカノ不ヤスも全部書いてもらわないとわかりません。
0:55:19	その下の硫酸等のところも、当然具体的なやつを全部
0:55:24	対象書かないと、多分先刻先行とか恩田が書いてたと思うので、そこは多分見られてないのかなっていう気がしています。あと、次のページに行って、33ページ。
0:55:36	この部分も、後で出てくるプロパンとか、6フッ化硫黄だけ。
0:55:41	ここがこう記載されてないと、評価対象外としたところのたったの例文が書かれてない記載が書かれてないにもかかわらず後ろが書いてあると。
0:55:52	つじつまが合わないので、そこはちょっとさっき言ったのは、しっかり選考みてくださいと。
0:55:59	その上で島根2号炉と同じなのかもしれないんだけどせえの最新の審査プラントだとそういうふうになってるので、
0:56:07	そこはつじつまがしっかり合うように記載していただかないと駄目かなと思うんですけど大丈夫でしょうか。
0:56:14	原電の盛です。再度確認いたしまして、この資料の中でも整合がとれるようにいたします。
0:56:23	全体としてはとりあえず細かいところは別ですが以上です。
0:56:34	規制庁のタテベです。パワーポイント資料についてなんですけれども、
0:56:41	ページでいきますと16ページをお願いいたします。
0:56:46	16ページの敷地外のアンモニアの中で、
0:56:50	1.8×10 <sup>-3</sup> 条、
0:56:53	の貯蔵量のアンモニアについてなんですけれども、
0:56:57	こちら貯蔵方法型ボンベってなってますと、一方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:57:04	パワーポイントの 14 ページのフローでいきますと、ボンベボンベに保管されているものについては、調査対象ではないというふうな形で、
0:57:14	はじかれるというふうに認識をしてるんですけども、ここはなぜ拾われたのかという理由があれば、お願いいたします。
0:57:22	はい。日本原燃の森です。こちら液化アンモニウムアンモニアにつきましては、ボンベ保管のため、対象外とするところですが、プロパンと庫等と比べると、影響が
0:57:37	大きいと考えまして、調査、評価対象として追加いたしました。
0:57:46	規制庁のタテベです。えーとですね女川の審査の時もまさにこういう議論がありまして、ちょうど対象として
0:57:54	法律が違ふんですけれども女川の場合なんかは、高圧ガス保安法に基づいて、アンモニアがボンベに保管されたんですけれども、
0:58:05	防護判断基準値との兼ね合いから見て、やっぱりそれが漏れたときのインパクトが大きいので、
0:58:12	あえて漏えいすることにしましたというふうに取り扱っているんですけども先ほどのご説明だと、まさに女川と同じ考え方というふうにとれたんですけれどもその認識でよろしかったですか。
0:58:25	レイの森です。その通りでございます。
0:58:29	規制庁のタテベです。それでしたらまとめ資料側の方とか、ちょっと確認したところ特段その
0:58:36	何だろうな、
0:58:39	あえて入れたって理由が書いてなかったのそこは追記をお願いしたいと思います。
0:58:47	例の盛です。承知しました。
0:58:52	規制庁の伊達です。あともう 1 点なんですけれども、パワーポイント資料の、
0:58:58	18 ページのところ先ほどちょっとカドヤの方からありましたけれども、
0:59:04	東海第 2 については敷地外の提言がかなりやっぱり数が多いというのが一つ特徴かなと思ってますと。
0:59:12	今回初の例えばガソリンですとか硫化水素ですとか、こういうものが何でなんていうんですかねその選ばれた理由といいますか。
0:59:22	おそらくそのサイトの特性によるんだと思うんです。
0:59:26	他の他、当発電所なんかは比較的何て言うんですか。
0:59:30	都市から離れたところに立地しているのに対して、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:34	東海第2は比較的今人口が多くて、近隣に構造とかあるだとか、多分そういった背景がおそらくあるんだと思います。
0:59:41	そこら辺のところも、
0:59:44	記載していただいた方が説明していただいた方が、
0:59:48	会計上もわかりやすいというふうに思います。
0:59:54	日本原電の盛です。
0:59:56	はい。ガソリン等につきましては、ガソリンにつきまして揮発が、揮発性が高いところから調査対象としまして、あと、屋外に設置されているタンクである。
1:00:08	というのを確認されたものにつきましては、このように調査対象としておりますので、ちょっとその辺の説明を記載といたします。
1:00:20	はい。よろしく申し上げます。
1:00:24	規制庁の長江ですけど。
1:00:26	マイク入ってますから。
1:00:30	今の田部井の質問ともちょっと関係するんですけども、
1:00:35	フローフローチャートの中4ページDポンベとか、あと、
1:00:41	或いは坦々食うですかね
1:00:45	ポンベ等に
1:00:48	入ってるもの自体はもうフローチャート上は調査対象ではないっていうこと。
1:00:53	にもかかわらず、
1:00:56	16ページ以降に選定された俎上に上げたものってというのが、
1:01:05	あるわけなんですけれども、その
1:01:08	先行炉の女川の場合はいろんな議論し、した、した結果、その
1:01:14	アンモニアを選んだんですけれども、アンモニア自体が、そのほかのいろんな
1:01:21	化学物質に比べて、IDLHの値が非常に小さい、厳しいっていうことと、あと量的に多いっていうそういう包絡性の観点から、あえて
1:01:31	選んだっていうことなんですけど。
1:01:33	皆さんの中で、アンモニアも選んで塩酸も選んで、
1:01:37	硫酸ヘメタノール、
1:01:39	ガソリンを選んで、
1:01:41	基本的にかなりなボリュームの調査をされてるんですけども、
1:01:47	それ以外についても同様に、今の考え方ってどれも厳しそうだから選んだっていうだけであって、ここに俎上にのつけた。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:57	クライテリアがはっきりしないんですよ要は、ほかにもいろんな物質があ ってね、冷媒とかいろんなものがあったり、潤滑とかあったりして、
1:02:07	それもタンクなり、ポンベ入ってるものって多分多数あると思うんですけ れども、
1:02:13	その中からこれを選んだっていう理由がはっきりしないんですよね。
1:02:17	そこはどういうふうにお考えなんでしょうか。
1:02:21	違う。
1:02:22	日本原電の盛です。障防法のアンモニアにつきましては、この1件のみ が開示情報の方に、
1:02:36	分娩保管として載っておりましたので、こちらはアンモニアとして影響が 大きいとして、抽出いたしましたほか、潤滑油につきましても、
1:02:48	抽出はしております、
1:02:53	製品上による、より人への影響はないという考慮の観点から、
1:02:59	調査の対象外としております。
1:03:03	以上です。
1:03:06	規制庁の永江ですけれどもちょっとあともう、多分まとめ資料2 それぞ れの
1:03:13	何ですかソーティングした
1:03:15	何百種類かの方。
1:03:18	発生元として、特定されたものがあるんですけれども、今日
1:03:24	議論する時間もないんで、それをもう一度見ていただいて、
1:03:28	皆さんが選んだっていうその論議をね、もう少しはっきり書いていただい て、これを何ていうんすかね。スクリーニングの表カーの前提にしてるん で、
1:03:40	これを選んだ論理がやっぱり要るんですよ絶対に。そこをもう少し
1:03:45	次回説明していただけますかね。
1:03:50	日本原電の森です。承知しました。
1:03:54	規制庁の長江です。
1:03:56	それからちょっとこのパワーポイントは直接、ポイントには直接書かれ てないんですけれども、
1:04:04	田井加来さんで
1:04:07	気象条件のインプットとしては東海第2発電所の後、おそらく地上Dた を使われてると思うんですけれど、その
1:04:17	まとめ資料の中バラバラっと見た感じだと、
1:04:21	医療年検定については、やらやられてるんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:27	何ですかね拡散評価の地域の、その代表性を大分してるものっていう、異常年とその代表性と二つあって、異常値のところは異常年検定の話は、
1:04:40	10日第2-Dた至近の10年で、限定されてるのはわかるんですけども、最寄の干渉で、もう
1:04:50	森野管理者で測定した、今回の検定年と至近10年の同じ年のですね、森野菅氏のデータのF検定をやらないと、
1:05:02	東海だけでやってたら、それ以上以上かどうかが異常年かどうかって客観性がないんだと思うんですね。ですから、先行でもやってると思うんですけども、
1:05:14	モリイの溝上藤地方気象台かなんかの公開データがあるんで、
1:05:21	そこの今回やった検定年と、それから至近の10年のデータを使って不検定をまずやっていただきたいと思いますそれと、
1:05:34	丹荘司大和堆間程度のデータがないんで、大気安定度は比較できないんですけど風向と腐敗年間の腐敗率とか、
1:05:44	風速分年間の負風速分布は、統計上出てくるので、それを東海第2を風波維持とか、
1:05:55	風速データと比較し、して、
1:05:59	評価対象として大きなそごがないという確認が必要だと思うので、
1:06:05	それはもうやられたんでしょうか。
1:06:10	音源での盛です。
1:06:12	東海第2発電所につきましては、敷地外ご提言の発電所から数基で離れているご提言もありますが、東海発電所を開けた場所に立地していることとか、あと、発電所周辺は平坦な、
1:06:26	地形となっていることを踏まえまして、今回は敷地内で観測された気象データを用いて、拡散状態が敷地外の拡散状態が推定できると。
1:06:37	判断しております、そのような確認等をしておりませんので、ちょっと確認させていただきます。
1:06:48	あと言ってる趣旨は理解されてると思うんですけど基本的に例えば変な話ですけど、東海だけで、その測定したDたで、
1:06:58	機器の故障がずっとし、頭測定したとかですね、
1:07:05	なんていうん東海、こういうこう言ったらおかしいですけど、
1:07:10	それだけじゃなくてももう少し客観的に、
1:07:13	イトウだと割と
1:07:16	割と東海にも近いし、比較的とへちい少しく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:23	評価高いかもしれないですけど、一般的に比較する対象としては、もう一つ、客観的なデータがあるんで、
1:07:31	両方が異常値でなければ全然問題ないっていう、客観性が増すという意味で、お願いしているということです。
1:07:41	文献での盛です。確認いたします。
1:07:46	小野田ですよろしくお願ひしますそれともう一つ、パワーポイントで確認なんですけれども、
1:07:52	23 ページ、2、表の 7 で固定元の評価結果が、
1:07:59	出てまして、
1:08:01	それで
1:08:05	中央制御室と緊急時対策所、これがメインになるんですけど、
1:08:12	ここでこの表 7 で最大方位がいいとかENEと書かれてるんですけど、そのガイドだと、
1:08:19	法資源からその評価点である中央制御室の中央制御室の方位っていうか、風向になりますけど、
1:08:30	その際、最大方位っていう意味は、
1:08:34	発生元が、中央制御室に制御室の直線を引いたときに風下方向で、
1:08:41	補飯野その欺キーの、
1:08:47	発生元が一番大きな値があって、実質、ここに表の 7 に、から書かれている 4. 60-1。
1:08:56	ていうのを、まず 1 っていうのは、その当該発生元の方位と隣接の 2 方位を足した。
1:09:04	この 3 行為から、放出される方資源が中央制御室の濃度に及ぼす影響を足したものだっていうふうにそういう理解。
1:09:14	で、その最大方位と書かれてるっていうふうに、
1:09:18	整理されてるという理解でよろしいですか。
1:09:22	日本原電の盛です。その通りでございます。
1:09:26	丁重ないですそうするとね、これは最大方位ではなくて、
1:09:30	を中心としてENEとか家の何とかって、そういう 3 ホリノ合計だということだと思っんです。しかも、
1:09:44	ですからちょっとサイトウ行って架空
1:09:48	と、何かちょっと誤解を招く、招くのかなと思っしたのでちょっと言いました。ENEについても同じだと思っんですね。
1:09:57	それでちょっとこれも
1:10:01	今日言っつた方が次回の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:05	まとめ資料の説明の際にもまた同じコメント後から言っても仕方ないんで、
1:10:11	言っときますけれども、
1:10:14	結局のところですね、今の
1:10:18	敷地がいいの評価ってその中、16 ページから、
1:10:24	1017 ページ。
1:10:27	18 ページとこの 3 ページにわたって
1:10:31	ちょっと数えたら
1:10:33	333 ですかね 33 ヶ所ぐらいあるんですけども、
1:10:40	それで 23 ページのパワーポイントを見ていただくと、
1:10:45	その 33 ヶ所から 33 ヶ所が
1:10:49	左の表 7 の左の図 10 の 2 行赤とか、
1:10:54	黄色とか、いろいろ発生元の種類、各部室ごとに
1:10:59	落とされてると思うんですけども、
1:11:02	結局、表の 7-4 に、3 方向、3 法 2、
1:11:10	出されたものの合計がそのあたりだっていう確認をやりうと思うと、
1:11:17	女川の審査の中でも、
1:11:20	いろいろ細かく、
1:11:23	出してもらったんですけども、各
1:11:25	放出元と評価点の、
1:11:28	距離であったり、
1:11:30	中央制御室とか緊対所とかですね。
1:11:34	そういった直線の結んだ距離とか、それから発生元から見た方位であるとか、
1:11:41	それから
1:11:43	当該のその発生元の方位と隣接の方位を、
1:11:47	書いたような形で、他にもどの発生元があるのかっていうのが
1:11:51	わからないと。
1:11:53	発生元一つ一通。
1:11:55	に対する企業が、
1:11:57	どれだけかっているのはわかるように、
1:12:02	これも同じなんですけど、8000 円が 33 ヶ所あれば、
1:12:05	ナンバー1 からNo.33 まで、
1:12:08	番号を振っていただいて、このマップの中に落とし込んでいただいて、
1:12:13	その派生元と隣接方位が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:19	どの方に広域してるかっていうのがわかるような形で整理していただかないと、
1:12:25	その合計がどれだとか、
1:12:28	どの発生が一番効くのかってのはわからないんですよ。
1:12:32	で、結構数が多いのと、
1:12:35	あと評価点も多いので、その整理はちょっと大変かと思うんですけど。
1:12:42	ちょっとそういう距離であったり方位であったり、ガスの種類であったり、
1:12:48	貯蔵量であったり、標高差であったり、その階級であったり、
1:12:55	基準ちいとの、作業的最終的には一つの方針に対して、そいつが判断基準値との日等を見た時どれぐらいの規模になってるのかっていうのが、
1:13:08	33 報酬変革個別にですね。
1:13:12	わかるような形の整理をしていただきたいんですけども。
1:13:20	日本原燃の盛でございます。
1:13:23	現在まとめ資料の方の中で、表の中に、敷地外固定元の
1:13:31	結果だとかあと、それぞれ蒸発率、大気拡散評価の条件等の表を記載しておりますが、ちょっと場所等も確認できるようにちょっと記載方法を確認いたします。
1:13:47	規制庁長江です基本的に一つ1通、やっぱり法線ごとに影響を確認してそれがどういう通常のもので、どういう評価結果になってるっていうのが
1:14:00	確認できないとですね女川の時もですね結構間違いあったんではっきり言うと、それで、
1:14:06	今回すごい数が多いのと、距離とか
1:14:10	風向データもう方針ごとごとに少し変わるとですね、該当方位がずれてくるんで、皆さんどうやってるかわからないんですけど、そういうミスって結構あったんですよ。
1:14:23	で、行ってるんで今回特に数が多いんで、
1:14:28	なんでちょっと確認すんの大変だと思うんですけど、そういう面でもう一遍きちんと皆整理整理すると、かなりミス減りますので、ちょっとそういうところ
1:14:38	少し時間かかるかもわかんないんですけど慎重にやっていただけるとありがたいんですけども。
1:14:45	原燃の盛です。承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:53	規制庁の宮尾です今長井が言ったことを、よく確認していただきたいのはさっきちょっと私が言ったこと、実は同じで先行の最新の女川 2 号の、
1:15:05	要は審査会合の資料とか、審査資料を見れば、そこは明確に記載されています。
1:15:12	ですので、島根 2 よりも最新である女川 2 号の審査資料をよく確認の上ここは直していただければと。細かい話でいえば今日パワーポイントでいただいた、
1:15:24	例えば 16 ページにある表 2 とかの書き方も、藤新出という女川女川 2 号の最新だと少し変わってますので、最新プラントの
1:15:36	もう全く同じにするかどうかという判断を任せますけどやっぱり情報は同じぐらい入れていただかないと、それはやっぱりその
1:15:44	最新のプラントに合わせたことにならないので、そこをよく確認してください。よろしくお願いします。
1:15:50	原電の森です。承知しました。
1:15:57	規制庁オオノです他に何かこのパワーポイントで確認したいことありますか。
1:16:05	あ、すみません衛藤カドヤですけどもちょっと 1 点確認は 16 ページ、17 ページのところ、敷地外のところ提言のところそのセキの有無ありっというところがあると思うんですけど、
1:16:21	これは何かこの米印を見ると、届け出のその開示請求を行うとその開示情報としてセキ、
1:16:29	があってそれぞれの面積がどれぐらいでっていうのが届け出情報上メインに書かれているっていうことなんでしょうか。
1:16:39	日本原電の森でその通りでございます。わかりました。これだからこれも先行含めて、敷地概要は何かちょっと決まったのが、自分たちの管理下にはないセキではあるので、
1:16:50	それはでも一応セキには、引き続き存在するものとして先行含めてそれは非スクリーニング評価上、考慮されてやってきたのがプラクティスだっという理解でいいですか。
1:17:04	出野盛でその通りでございます。はい、わかりました。
1:17:08	それからですねちょっと 19 ページのところ特定された敷地外固定元があるんですけど

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:17:20	東海第2で南側にJAEAの原科研があったり、もうちょっと南にカクサケンがあったりっていうので結構、そこは各有毒化学物質扱ってるんじゃないのかなと思ってまして、で、
1:17:34	そのあたり多分届け出情報から整理をされていると思うんですけど、そこも、
1:17:41	含めた形でやっても今これだと。
1:17:44	何だろ塩酸かな。うん。わかんないけどAさんが何かが、多分一つ一つ見つつ、あるぐらいかなと思うんですけど、実際調査をやった結果がこのような感じてことですかね。
1:17:58	はい。日本原燃の盛ですはい。開示情報を入れられた結果、JAさんも、例えば火力発電所だったり他のところもありましたのでその結果がこちらに、
1:18:10	記載されております。わかりました。ちょっとまとめ資料側の話になるのかもしれないんですけど多分まとめ資料側で、すごい表でパーツと何を理由に調査対象外としたかっていうの整理されてると思うんですけど、
1:18:23	そそん時に、少しその、何か、どうこれってあれか。うん表情は何か。
1:18:30	場所ごとに分けて書かれてるんですかね
1:18:34	日本原電の森です。表上は、場所ごとに分けておりません。開示情報の
1:18:41	順番で記載しております。
1:18:45	何かちょっと少し特に原科研と核サ研がその表で度どの範囲が原科研と核サ研なのかっていうのが、ちょっと特に隣接していて、やや気になるところではあるのでちょっとそのまとめ資料の説明の時に、
1:18:59	そこがわかるような形でちょっとご説明をいただければというふうに思います。
1:19:04	貸し出し中力もね、ひたちなか力がその下にありますね。
1:19:08	はい、日本原子力部、あと出野盛です承知しました。
1:19:12	はい。それから20ページのところでなんですけど、
1:19:17	誘導がその防護判断基準値のところメタノール、それからガソリンそれから硫化水素っていうところで、
1:19:28	個別に設定っていうのでさっき口頭で文献に基づいて設定しましたっていうのがあるんですけど、これ少し、そのまとめ資料側の説明なのかあれですけど、具体的にちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:42	何に基づいてこの防護判断基準値が設定されたのかっていうところをちょっと説明を特にいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。
1:19:56	あとは、
1:20:00	今の点はいいですかね。
1:20:03	二つありました。
1:20:04	はい。はい。
1:20:09	そう。
1:20:12	はい。とりあえず、これ、ごめんなさい。ちょっと戻っていただいて、8ページのところで、
1:20:21	表、表がイドから表引用していただいでいて、
1:20:28	これは別に、
1:20:29	言ってもいい。
1:20:31	はい。
1:20:41	今表が載っていて今赤枠で当社がスクリーニング評価を実施した項目で緊急時制御のところ特に枠囲みがないんですけどもこれは、
1:20:53	スクリーニング評価を実施し、しなかったってことになるんですか。ちょっとその整理を教えてください。
1:21:02	日本原電の森です。
1:21:05	申請の範囲につきましてははい。申請の範囲内に入っておりますので、原子炉制御室等と同じように、敷地内外のご提言につきましては、
1:21:18	評価しております。
1:21:21	それでまた別途説明させていただきたいと思います。わかりました。これはだから分けて分けてフェリーをしたってということですね。わかりましたじゃまた別途確認をさせていただきたいと思います。
1:21:54	規制庁永江です。いいですか。
1:21:57	すいません
1:21:58	23%ポイントの 23 ペイジーの表 7 なんですけどね。
1:22:04	この結果で有毒ガスの
1:22:08	結論としては
1:22:10	何ていうんすかね全角集唾然有力泊物質の規制キーのに対する比の和として、市川確認できるんですけど、
1:22:22	結構その 0、0.5 とか、
1:22:24	0.46 とか際どいん際どいっていうか
1:22:28	考え方としてさっきその表の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:32	16 からですかね 16 からの 30。
1:22:36	4、
1:22:37	選定結果の合計からは、こういう結果なんですけど、
1:22:43	もともとその調査票で、何、何百、何百。
1:22:48	サンプル加工、それぞれはじいた結果と突き合わせてみてね、
1:22:53	そのはじいたロジックが、十分でなくて、
1:22:57	合算すると 1 超えちゃったっていう可能性もなくはないし、その計算ミスもあるかもしれないっていうことも踏まえて、
1:23:05	なんていうところの選定のところの、はじき方とか、それも女川のときも随分ワーディングとか議論したんで、その辺の選定とかね。
1:23:17	最終的にこれでいいんだっていう話のところをもう少しきちんと論理立てて説明できるような、
1:23:25	理論武装していただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:23:31	日本原電の盛です。はい。検討して説明させていただきます。
1:23:43	慶長型です今のところって結構小中で結構議論してさっきからいろいろコメントとか指摘で出てますけど、本来ならば、
1:23:54	ここでもうさ、対象から外せるんだけど、あえて
1:23:59	とある理由によつてのこのこしましたとかですね、そういうので結構じゃなぜこれだけその拾い上げたんですかとか、なぜこれは拾い上げなくてよかったんですかっていうちょっと、
1:24:09	そういう整理が結構あってですね、なので今ここであえて本来ならばはじけるんだけど拾ったとか、そういうところの理論理論をちょっとちゃんと詰めておいていただきたいで、
1:24:22	それがですねさっき宮本からもありましたけど、女川のその最終的な補足説明資料とか見ていただくとそういうところをメインに、あえて記しているところとかがありますので、そこのところもよく確認をいただいて、
1:24:37	東海第 2 ではどういう判断基準でやられたのかっていうところは、よく確認をして説明をいただければというふうに思います。以上です。
1:24:46	日本原燃の盛です。承知いたしました。
1:25:08	規制庁のですタテベさん PowerPoint 他何かありますか。
1:25:13	パワーポイントはいい大丈夫です。
1:25:15	はい。ありがとうございます。では、パワーポイント以外について、コメントがあればお願いします。
1:25:28	規制庁のタテベです。それでは、
1:25:32	まとめ資料は

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:34	この後ウェエートちょっと何点か確認をさしていただきたいなと思います。
1:25:40	まとめ資料の通しページいきますと、
1:25:45	3、35 ページですか、ちょっとここ確認だけなんですけども、一番、
1:25:51	下のまた書きのところなんですけども、一部の事業所で開示情報が偉えられなかった、セキ面積は敷地内の溶融炉アンモニアタンクのセイキから設定したってあってですね。
1:26:03	先ほどのご説明だと
1:26:05	開示情報でえられるセキの情報っていうのは、セキの情報ある場合となない場合と、そもそもバーの場合とその三つあって、
1:26:15	セキがあるものについては、この肩書きが提供されていて、
1:26:19	という理解でいいんですよね。セキがないものについても全部、全部セキがあるっていうふうに設定したっていうわけではないってことですかね。
1:26:27	日本原電の森ですちょっと説明が足りなくて申し訳ありませんでした。開示情報で、セキがありでセキ面積が開示情報の中で、
1:26:37	わかるものにつきましてはその面積を使って計算しております。開示情報がえられなかったものに対しましては、推定をして、
1:26:47	計算をしておるといってございませぬ。
1:26:54	規制庁の田部井です。だから、セキがあるかないかもわからない。要はバーの扱いのやつについても、何らかしらの考え方を持って、
1:27:04	その積を仮定仮定して評価してるっていうことですか。
1:27:10	その通りです。
1:27:15	規制庁のタテベですその情報が全く要らないバー等にもかかわらず、セキがあるっていうふうに判断する根拠っていうのは、何かあるんですか。
1:27:26	日本原電の盛です。一体のものにつきましては、セキがあると判断しまして先行電力さんと同じように、ギョウシュと、
1:27:39	開示情報がえられている、セキ、今回は敷地内の溶融のアンモニアタンクの関井からセキがないものに対しては、そちらから推定をして、
1:27:51	透析の面積を算出しております。
1:27:57	すいません、カドヤです。今、タテベから確認のあったところですけど、先行でも同様のやり方っていうことではあるのかもしれないですけどそうすると、その敷地内の溶融炉アンモニアタンクの堰から水位設定するっていうその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:12	この敷地内のいろいろアンモニアタンクを参考にすることが、今回の場合適切なのか。
1:28:20	そその面積を参考にすれば、敷地外の固定元のところのセキとして、認められるのかっていうところが、結構確認のポイントになってくるかなと思いますので、
1:28:33	ちょっとそこを先行で審査プラクティスを知らせるのが存在するなら、どういうふうにこれまでやっていましたとそれに対して、今回東海第2ではこうこういう考え方で、
1:28:44	設定をしましたっていうのをちょっと明確に説明をいただければと思います。
1:28:50	日本原電の盛です。確認して説明いたします。
1:28:55	田部さんすいません都築お願いします。
1:28:58	はい。規制庁のタテベです。すいませんじゃ次がですね、ちょっとこのマニアックなんですけどまとめ資料の201ページをお願いいたします。
1:29:12	201ページで、
1:29:16	誘導核物質として、TBPがあるんですけども、これおそらく再処理のときに使う。
1:29:21	役員だと思ってまして、
1:29:24	これを使うときには、ノルマルドデカン系有機溶媒もおそらく使うんだと思うんです。それはどこに入ってるのかちゅうのがちょっとわかんなかったんで教えていただきたいという点です。
1:29:37	日本原電の森です。ちょっと今、データがありませんので、確認いたします。
1:29:45	はい。お願いいたします。
1:29:47	あと、えーっとですねもう1点ですけども、通しページの325ページのところ、325ページお願いします。
1:30:08	320 そうですね4ページから始まる場所なんですけども、
1:30:12	ここでヒドラジンについて、
1:30:14	考慮しなくてもいい。
1:30:18	ていう理由が書かれてるんですけどちょっとここ、自分の理解が足りないかもしれないけれども、
1:30:24	オオノ第1の方では、その搬入量としては140キロ、まあ、そこそこの量がありますよと。
1:30:33	でも、1ページ戻っていただいて324ページ見ると、輸送量が少量となるためってなって、この輸送量と搬送量というもの。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:43	何て言うんすかね意味するところがちょっとよくわからなくて困ってしまっ たんですけどちょっとここ、ご説明いただけますか。
1:30:58	日本原電の森です。
1:31:00	ちょっとこちらの、
1:31:02	総量と搬入量もしかしたら記載もしくは同じものなのかもしれませんちょ っと確認いたして、またご説明いたします。
1:31:14	はい。規制庁タテベですはいよろしく申し上げます。
1:31:17	私からは以上です。
1:31:26	規制庁長江です。先ほど衛藤。
1:31:30	少し言いかけたところでちょっと具体的な話をちょっと
1:31:35	通しページの 255 ページと、256 ページのところの表で、
1:31:42	ご提言の整理表についてちょっと具体的に
1:31:49	説明したいと思うんですけど。
1:31:51	これって表、第 10 表っていうのは
1:31:55	敷地外の障防法で、液化石油ガスがずっとこう書かれてて、
1:32:00	一番下の 4-4 の下の※の 3 というところにね、
1:32:06	書かれてる脚注が、届け出情報の開示を行ったが、貯蔵方法の情報が えられなかったため、
1:32:14	消防法に基づく届け出が出されており、
1:32:17	貯蔵量を考慮して、ボンベにて貯蔵されていると推定って書かれてるわ け。
1:32:22	で、
1:32:23	その量たるやですね、
1:32:26	これ、
1:32:27	255 ページの上から下まで結構な 500 キロ。
1:32:32	単位のものがずっとあって、
1:32:35	調査対象整理の一番に丸がついてるってのが今のボンベにて貯蔵され てると推定しましたよってことではじいてるんですね。
1:32:44	こういうやつが結構散見されるんで、これって皆さんは推定されてはじ いたんだけど、きちんとなんていうもっと論議をはっきりしたものとしてご 説明していただかないと、これだけだと、
1:32:59	どういう判断されたかわからないので、これだけじゃないですよ。他にも いっぱいありますけど、例として言っておきますけど、こういうところって かなり女川でも個別にいろんな議論したり、
1:33:10	データ出したり、確認方法とか確認したので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:13	皆さんの数多いんで、結構時間かかるかもしれませんので、こういうところについてはちゃんとエビデンスとか、皆さんのちゃんと論理構成をはっきりしていただかないと、
1:33:25	全然評価変わってくると思います。
1:33:28	よろしくお願いします。
1:33:32	原電の盛です。承知しました。
1:33:38	規制庁の長井ですもう一つこれも後議論になるんで先に言っておきますけど 356 ページ、2、
1:33:51	これ建屋カーの巻き込み効果を
1:33:55	評価に反映するっていう、拡散モデルの時の評価条件だと思うんですけど、
1:34:03	356 ページの第 3 表で、サイショ投影面積が書かれているんですけど、
1:34:09	一応これ方位別に何て言うんすかね風向に直角になるような形で、
1:34:16	建屋の配置を置いてっていうその中の、
1:34:19	いろんな建屋があってその中のそのサイショ面積を出されてると思うんですけど、
1:34:23	これ全部基本的に敷地内の、
1:34:28	何て言う表カー中そうですね中操の評価で、
1:34:34	中操の評価と他の場所の評価にも同じようなことをやられてると思うんで、それぞれの
1:34:41	サイショ投影面積が方位ごとにわかるような、ちょっと
1:34:46	まとめ資料の中でそういうのなかったんで、それと阿藤純心の中の、多分計上件数とか出てくるんですけど、どのあたりを使ってるかわかんないんですけど、そういうものとか
1:34:58	結構中の距離が短いところで、面積とか形状係数とかきいてくるので、それもその最終的な上がりのものじゃなくて、
1:35:08	一番厳しい条件を使ったっていうことだと思うんでそこをまとめたデータとして提示いただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
1:35:20	日本原電の森です。はい。確認して説明いたします。
1:35:44	規制庁宮尾です。そうですね。
1:35:49	比較表でちょっと、多分言った方がいいかなと思っているので、資料の比較表。
1:35:57	いう上の番号でいうとG-1-005 っていうやつね。
1:36:02	の 25 ページちょっと見てもらうと、中身の話じゃないです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:09	ちょっと私が気にしてんの運転ポツ対象要員。
1:36:14	歳までが多分運転員って書いてあると思うんだけど、運転ポツ対象要員っていう表現が何を指すのかっていうのはよく整理しといてくださいねこれちょっと先行でもいろいろあって、どこまでの範囲なのかとか、
1:36:28	清木後期許可において、どういうふうな範囲の緊急時対策要員なり、
1:36:36	女川じゃナイトウ2の場合はさっき出てたから、災害防止所の要員だけちょっと表現が各事業者違うと思うんだけど、要はその
1:36:46	対象人員が、どの人じゃってその人が、なぜその人でいいのかっていうのと、多分最終的にそれぞれが何に効いてくるかっていうと、予期せぬ対応なり何なりで対処、防護対処しなければいけない人数に効いてくるので、
1:37:01	そこが
1:37:04	先行との違いとかよく理解しておかないと、最終的にもめるというか、結果的に何問何人の例えば、
1:37:15	航空機を用意しなきゃいけないとかそういうのに効いてきますので、その整理はちょっと恩田の中でも結構いろいろあって議論して、
1:37:25	最終的にこの表現、これでいいかって話もあったと思うので、そこは最新プラントの議論の結果を踏まえて、よく確認してください。
1:37:36	元のもいいです。承知しました。
1:37:46	カドヤサカイ今の件あれですよねまとめ資料で言うと401とか402のあたりに体制図と、
1:37:52	要因の故障っていうのがあると思うのでどっちかというとなあれですね指針基準の許可のとき本体許可の時の名称ってのは多分右側のところで書いていただいていると思うんですけど、
1:38:07	多分その新基準のときって、例えば指示要員が誰でとか初動要員が誰でっていうところまで細かく新規の時には多分、書かれてはいないと思っているのでそことの、
1:38:18	対比で、
1:38:20	今回の、今宮本が言った通りそのガイドで言っているその運転一時運転対処要員、それから運転初動要員か。
1:38:30	ていうところとの対応関係を少しわかるように整理をして説明をいただければと思います。
1:38:36	はい。以上です。
1:38:42	の盛です。承知しました。
1:38:53	すいません、ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:38:55	つまないっていうか
1:38:58	394 ページ、394 ページ通しの番号で、そこに
1:39:05	短時間放出の建屋効果ありの拡散式が、
1:39:10	式の 5-13 っていうんですけど、そのエクスポネンシャルのね、
1:39:15	分母のところ、二倍のラージΣの、
1:39:21	ぜ、YとZZとはいいのところがあるんですけどこれ、ラージΣにかける分母は2×ラージΣの事情なんですよ、ジェット愛と。
1:39:33	早いで、この今のΣがその上の方に行っちゃって事情っていうのがわかんないんで、全然式の意味が違ってくるんで、
1:39:42	言ったことわかりますかね。分母は妊娠にかけるラージΣの事情なんですよ。
1:39:52	それがZ方向とY方向のなんていう拡散になって、さっき言った、
1:39:59	下の方に書いてますけど、
1:40:02	ら自身はわあ、
1:40:05	こういうものですよって下に書いて書いてて、C、Cとかとか面積とか、形状係数が出てくるということなんで、これちょっと誤植
1:40:15	5 黄色というか、
1:40:18	ちょっと気象指針見ていただいて、ちょっと直していただければと思います。
1:40:23	現在の盛でちょっと確認、確認して修正いたします。
1:40:37	規制庁の尾野です。その他ありますか。タテベさん大丈夫ですか。
1:40:44	はい。大丈夫です。
1:41:09	規制庁の尾野です。衛藤。
1:41:12	こちら、規制庁側からの確認したい事項は以上になります。最後に、
1:41:21	事業者さんの方から何か確認したいことございますでしょうか。
1:41:29	日本原電の盛です。
1:41:31	確認事項はございません。
1:41:35	規制庁大野です。では本日のヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。